

論点の検討状況について

条例見直しの視点（神奈川県条例の見直しに関する要綱第7条）

- 1 条例の制定の趣旨の確認
- 2 直近5年間における条例の施行の状況の把握
- 3 条例に関連する社会状況の推移の把握
- 4 1から3までの内容に基づき、「見直しの視点」（※必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性）から検討
- 5 4の結果に基づき、条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断

1 条例の制定の趣旨の確認

【前回の主な議論】

- 協働事業を行う上で、県として定めておくべきことを定めるというスタンスは変えないで議論した方がよい。
- 協働が必要だという民側の盛り上がりがあるか、検証が必要。
- 都道府県レベルの行政が、現在の仕組みとしてある以上、担うべき役割は何なのか、県の条例を県が再検討するので、数値的な表面的なものではなく、県が今後何を担っていくのか、十分議論すべき。

【課題】

- 条例に該当する「協働事業」は年々減少傾向にある。
- また、「幅広い協働」「その他」は、条例上直接の規定はない。
- ※他都道府県、県内市町村の条例の状況は参考資料1を参照

【検討事項】

条例上の「協働」「協働事業」の考え方は、現行のままでよいか。

※ 条例上の定義（第2条、第5条）

第2条第3項

「この条例において「ボランティア団体等と県との協働」とは、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することをいう。」

第5条第1項

「ボランティア団体等及び県は、基本理念に即した相互の関係を保持するため、ボランティア団体等と県との協働による事業であって、当該事業に係る地域の課

題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において対等な立場で当該事業に関し必要な事項について協議することを合意したもの（以下「協働事業」という。）を…」

2 直近5年間における条例の施行の状況の把握

【前回の主な議論】

- 協働事業の件数の一覧表、事業名だけでもあると、ある程度事業の想像ができる。
- 協働の相手方で、一般社団法人との協働を具体的に想定しているのか。協働の件数の推移の中に、一般社団法人はすでに入っているのか。

【対応状況】

資料1において、協働の一覧及び県とボランティア団体等に、一般社団法人を加えた協働の取組み件数を記載。

3 条例に関連する社会状況の推移の把握

(1) 協働の相手方について（第2条）

【前回の主な議論】

- 企業、大学、社会福祉法人などたくさんある中で、特にボランティア団体等との協働を考えることが、改めて意義があるという趣旨であり、協働の包括的な条例というよりは、ある特定の対象、特に県としてこの団体とは対等な立場で協働することが重要で、そのある特定の立場というのはどういった人たちかを、5年経った今考え直すべき。
- この条例に一般社団法人が入っていないことにより、不都合は出ているのか。一般社団法人を、この条例に対象としておかなければ協働できないかということ、そうでもない気がする。一般社団法人のうちで、公共性の高い活動を行っている団体が、これによらないで協働する道があるのであれば、その必要性が少し見えにくい。

【条例上の対象】

ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体、個人

【検討事項】

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等を協働の相手方として検討すべきか。検討すると、対象としての法人をどこまでの範囲とするか。（※各法人の比較表は、参考資料2を参照）